

車両乗入れ工事許可基準

一歩道改築（車両乗入れ）を申請される方へー

令和3年8月

大阪港湾局

（問い合わせ先）

〒552-0022 大阪市港区海岸通 3-4-28

大阪港湾局計画整備部施設管理課

TEL：06-6572-2674 FAX：06-6571-2398

はじめに

歩道は歩行者が安全かつ円滑に通行するために設置されたものです。道路交通法第17条によれば、車両が歩道を通行することは原則として禁じられています。ただし沿道施設に出入するためやむを得ない場合は、歩行者の通行を妨げないという制約付で歩道を横断（乗り入れ）することができるものです。

よって、歩道改築は車両使用者に占有権や通行権等の特別の権利を認めるものではなく、道路の一般的利用の範囲内で車両使用者に対しその利用に対応する道路の損傷防護対策、歩行者安全対策として歩道改築を認めようとするものですから、その許可に際しては箇所数・設置位置・幅員等については制限されます。

以上のことから、歩道改築工事の許可基準は次のとおりとします。

なお、歩道改築工事を申請される方は、同基準および道路管理者と協議の上、大阪市港湾施設条例第11条3項の規定に基づき「臨港道路等工事施行許可申請書」により申請後、市長（道路管理者）の許可を受けた上で、申請者の費用により歩道改築（車両乗入れ）の施工に着手できます。

申請者名につきまして常設（申請者が将来にわたって利用する場合）は沿道施設の所有者名とし、沿道施設内の工事等のため一時的（工事期間中）なもの等についてはその工事の施工者（元請業者）名で申請してください。

また、工事完了後に申請どおり施行されているか検査を行いますので、着手から工事完了まで所定の書類提出が必要です。

歩道改築設置後、本施設が不要になった場合はすみやかに大阪港湾局に対して必要な手続きを行い、申請人の費用で責任をもって一般構造に復元していただきます。

また、沿道施設の所有権が移転した場合等においても、上記内容について承継して下さい。

定義及び適用

本基準に定める道路については、大阪市港湾施設条例に定める臨港道路をいい、また、道路管理者とあるのは、道路法上の道路管理者ではなく、上記条例による臨港道路の管理者を示します。

本基準については、臨港道路について適用し、道路法上の道路については適用しません。なお、臨港道路であっても、道路法第20条の規定に基づき兼用工作物の管理協定を締結している場合は、その協定に定める管理区分に応じて、本基準の適用を受けないことがあります（詳細については、大阪港湾局施設管理課までお問い合わせ下さい）。

1 歩道改築（車両乗入れ）の設置制限

1) 設置箇所数の制限

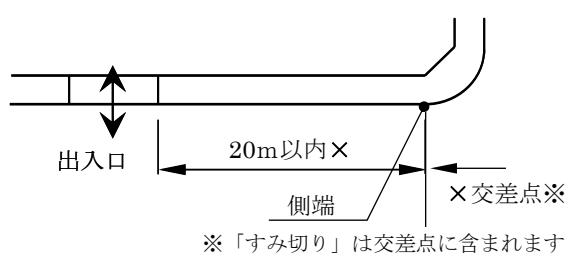
設置箇所数は、原則として1敷地（事業所）1箇所とします。

ただし、駐車場法施行令第7条5項の定めにより分離を義務付けられている大規模駐車場の場合や、大規模物流施設等で車両の出入りを区分した方が交通安全上好ましい場所および、その他特別な事由がある場合はこの限りではありません。よって、複数の歩道改築（車両乗入れ）設置の許可に際しては、必要性等を記載した理由書の添付が必要です。

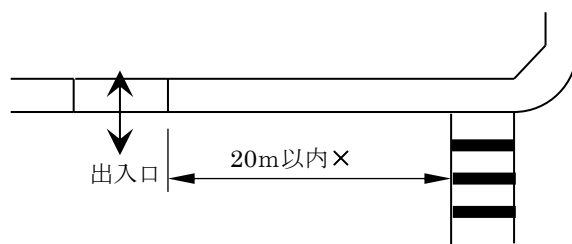
2) 設置場所の制限

次の各号に掲げる箇所は、原則として歩道改築（車両乗入れ）の設置を制限します。ただし、道路管理者がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではありません。この場合であっても、⑤を含め交通安全上支障となる恐れがある場合は除きます。

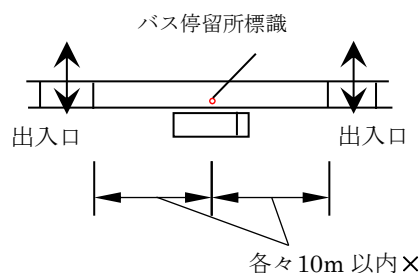
- ① 交差点及び交差点の側端から20m以内、横断歩道及び前後20m以内（図-ア、イ）
- ② バス停留所については、停留所を表示する標柱又は標示板のみの場合はその位置から前後10m以内（図-ウ）
- ③ 道路の曲がり角5m以内（図-エ、オ）
- ④ 交通信号、道路照明柱、道路標識柱、防護柵などの施設を撤去または移設を必要とする箇所。ただし、当該施設の管理者が、撤去または移設することに同意した場合を除きます。
- ⑤ その他、見通し等が悪く（曲線道路等）、交通安全上支障となる恐れのある箇所。
- ⑥ 1施設に2箇所の乗入れ口を認めた場合、原則10m以上を標準とします（図-カ）。



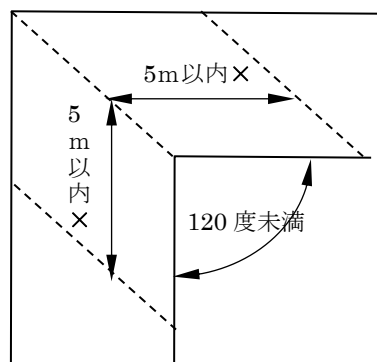
(図-ア)



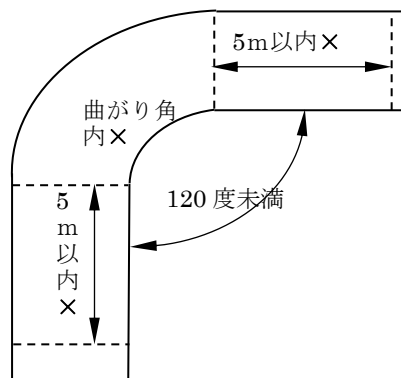
(図-イ)



(図-ウ)



(図－エ)



(図－オ)



(図－カ)

3) 設置幅の制限等

歩道改築（車両乗入れ部）の幅員等は、原則として次のとおりとします。ただし、幅員の拡大については、進入する車両の回転半径、前面道路の幅員、申請地施設の形態等により必要かつやむを得ない場合に限り、進入する車両の軌跡図を添付したうえで許可することがあります。

	積載量4トン以上の 車両が出入する場合	積載量4トン未満の 車両が出入する場合
改 築	6メートル以下	4メートル以下
幅 員	上記幅員は、次の構造図の L2 の値とする。	
舗 装 種 別	原則として、コンクリート舗装とする。	

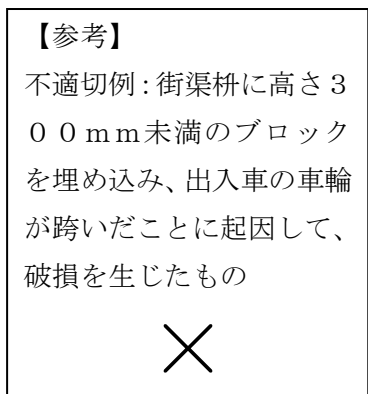
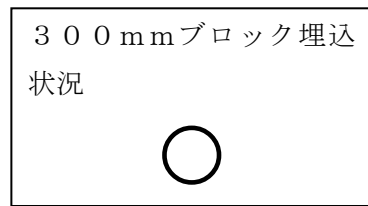
・工事用等の、一時乗入れ用に設置する場合の、舗装構造はアスファルト構造とすることができます。

・歩道改築申請に先立ち、大阪港湾局が必要と認める場合、当該地域を管轄する警察署の助言を得て、申請内容（数、場所、幅員等）に反映してもらう場合があります。

注) ① 出入する車種の最大のものを適用します。

② 中・大型貨物自動車および、トレーラ等の特殊な車両の出入が必要な乗入れ口は、進入する車両の軌跡図で考慮するものとします。

③ 乗入れ口は、原則として車道中心線に対して直角に設置するものとします。



- ⑦ 幅員 5m 程度ごとに目地を設けるものとし（材料は大阪港湾局の指示を得ること）。
- ⑧ 原則として横断勾配は 2% 以下の水平区間を、歩道における歩行者等の通行部分として 2m 以上確保して下さい（道路管理者がやむを得ないと判断した場合は 1m 以上）。
- ⑨ 切下げ歩車道境界ブロック（直）と街渠との段差は、標準 5cm とします。なお、切下げ計画高の設定に際しては、既存街渠面高・歩行者自転車動線等の交通状況・既存乗入れなど現地状況等を踏まえ、細心の注意を図るものとし。

4) 歩道改築（車両乗入れ）舗装厚

ア ス フ ア ル ト	AK05-15	
	AK10-15	
コ ン ク リ ー ト	CK10-15	
	CK15-15	
組 合 せ ブ ロ ッ ク	NK11-15	
	NK11-25	

注 ・それぞれ、上段は積載量4トン未満、下段は4トン以上
・再生アスファルト使用も可とします

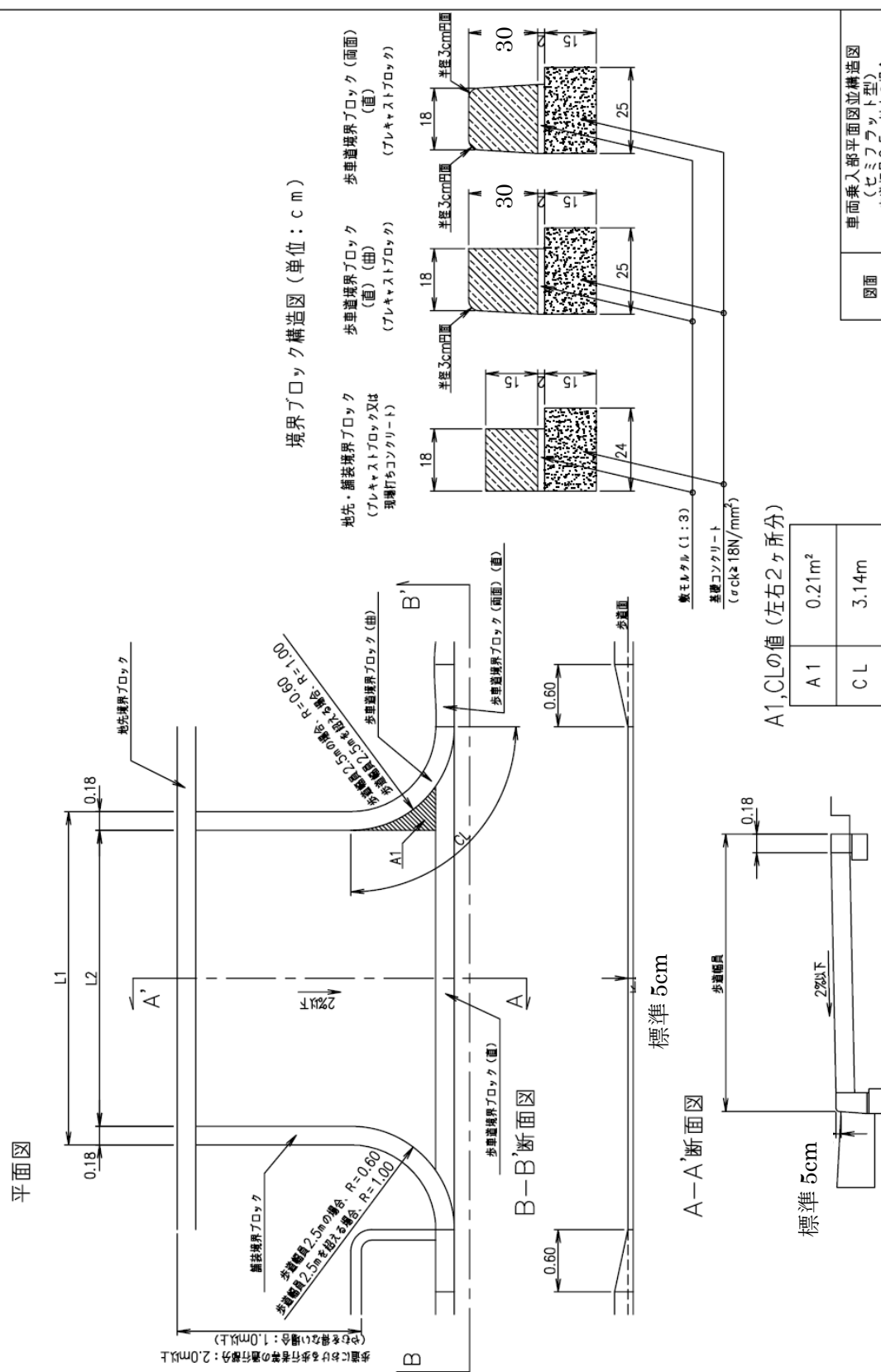
5) その他留意事項

- ① 歩道幅員が広く、乗入れ設置により歩道上に車両が進入する恐れがあると道路管理者が判断した場合は、申請者の費用で車止め等を設置するものとします。
- ② 使用材料は、港湾工事共通仕様書によるほか、特段に定めのない場合には大阪市建設局土木工事共通仕様書の規定によるものとします。

2 本基準に係る諸規定（参考）

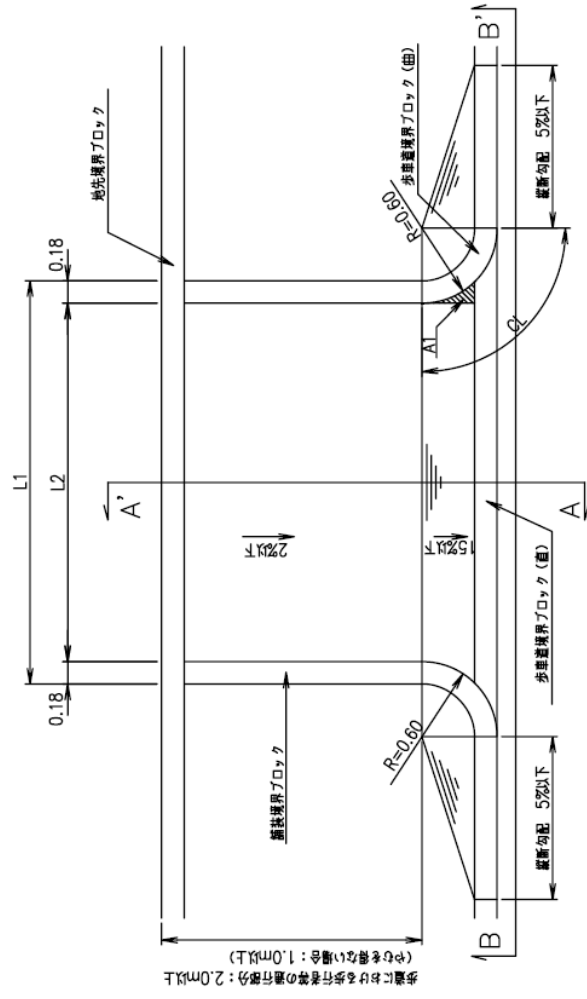
- 1) 「道路法第二四条の承認及び第九一条第一項の許可に係る審査基準について」（道路局長通知、平成6年9月30日付建設省道政発第49号）
- 2) 「歩道の一般的構造に関する基準等について」（国土交通省都市・地域整備局長、道路局長、平成17年2月3日付国都街第60号及び国道企第102号）

車兩乗入部平面図並構造図
(単位: m)

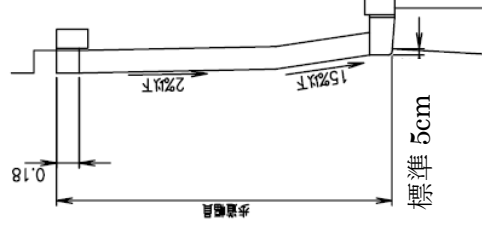


車両乗入部平面図並構造図 (単位：m)

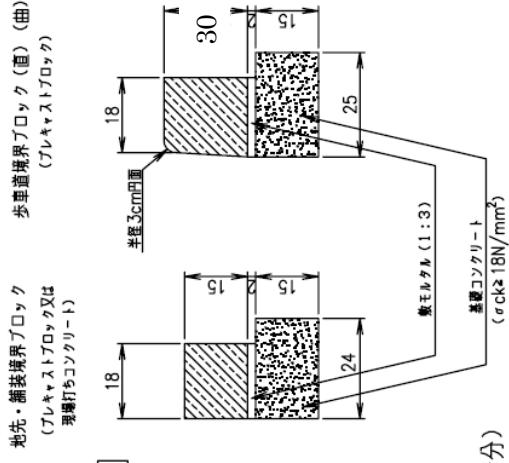
平面図



A-A'断面図



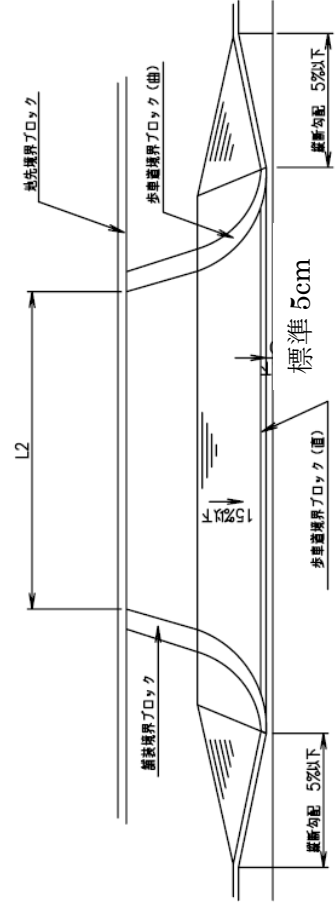
境界ブロック構造図 (単位：cm)



A1, CLの値 (左右2ヶ所分)

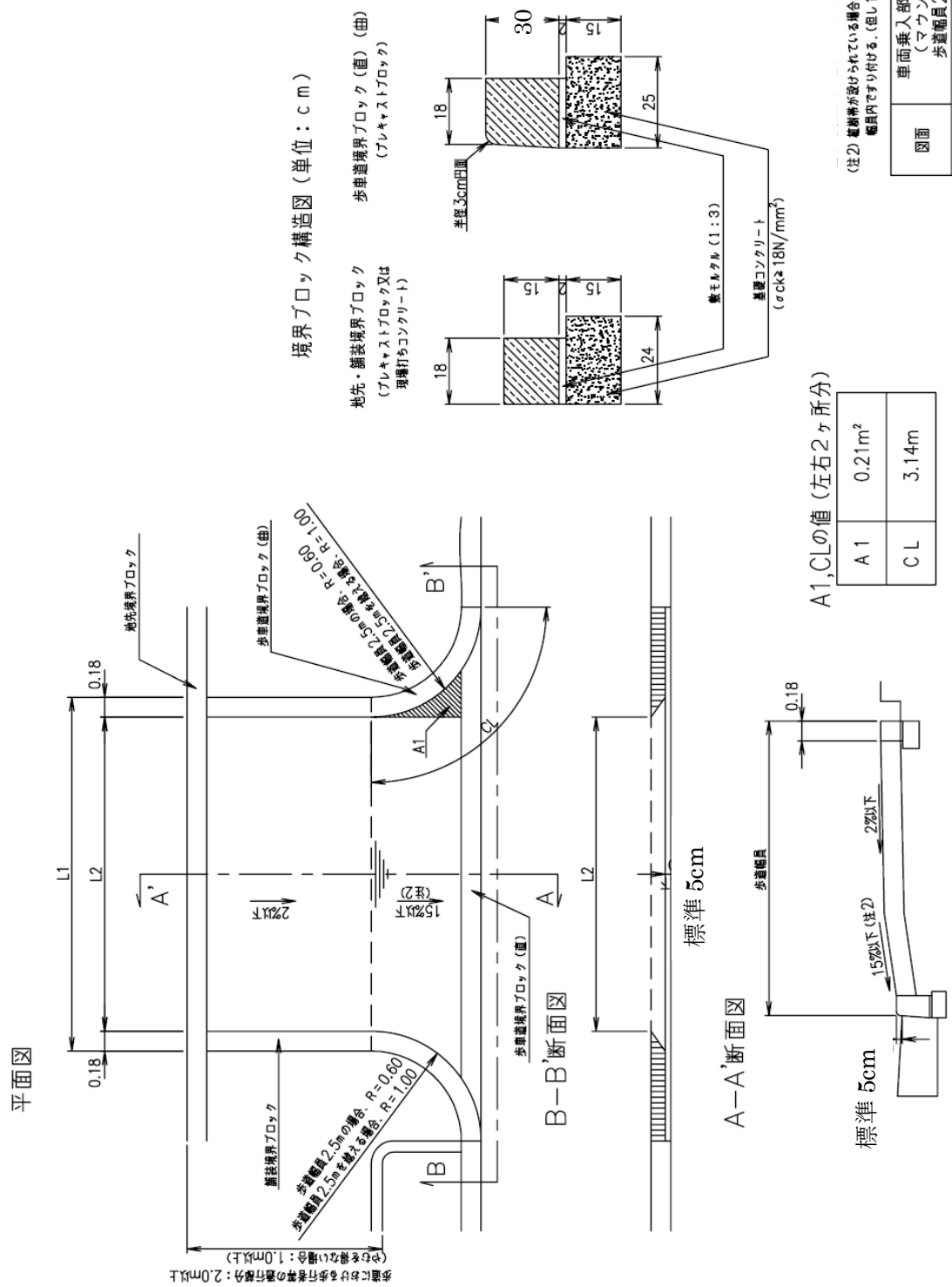
A1	0.04m ²
CL	1.88m

B-B'断面図

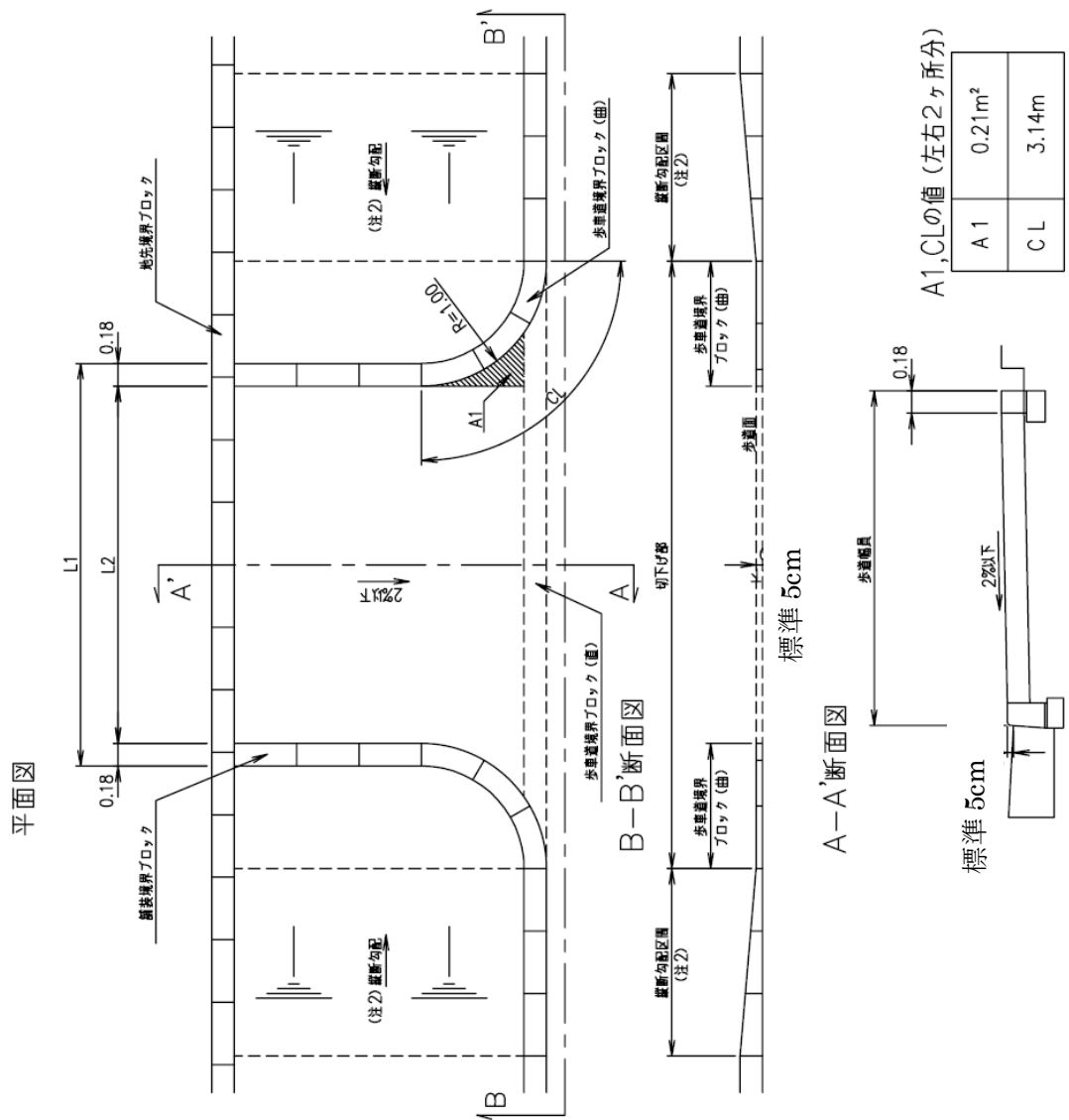


図面
車両乗入部平面図並構造図
(マウントアップ型)
歩道幅員2.5m未満の場合

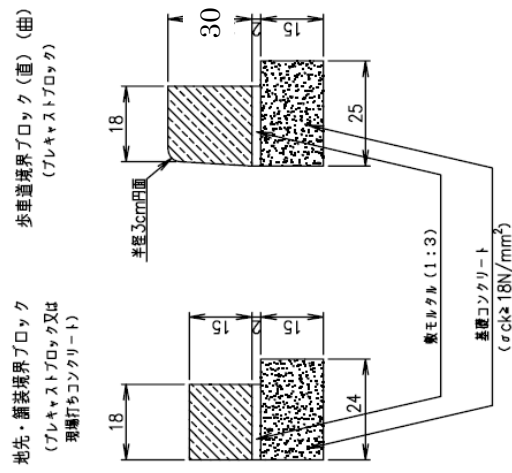
車両乗入部平面図並構造図 (単位：m)



車両乗入部平面図並構造図 (単位：m)



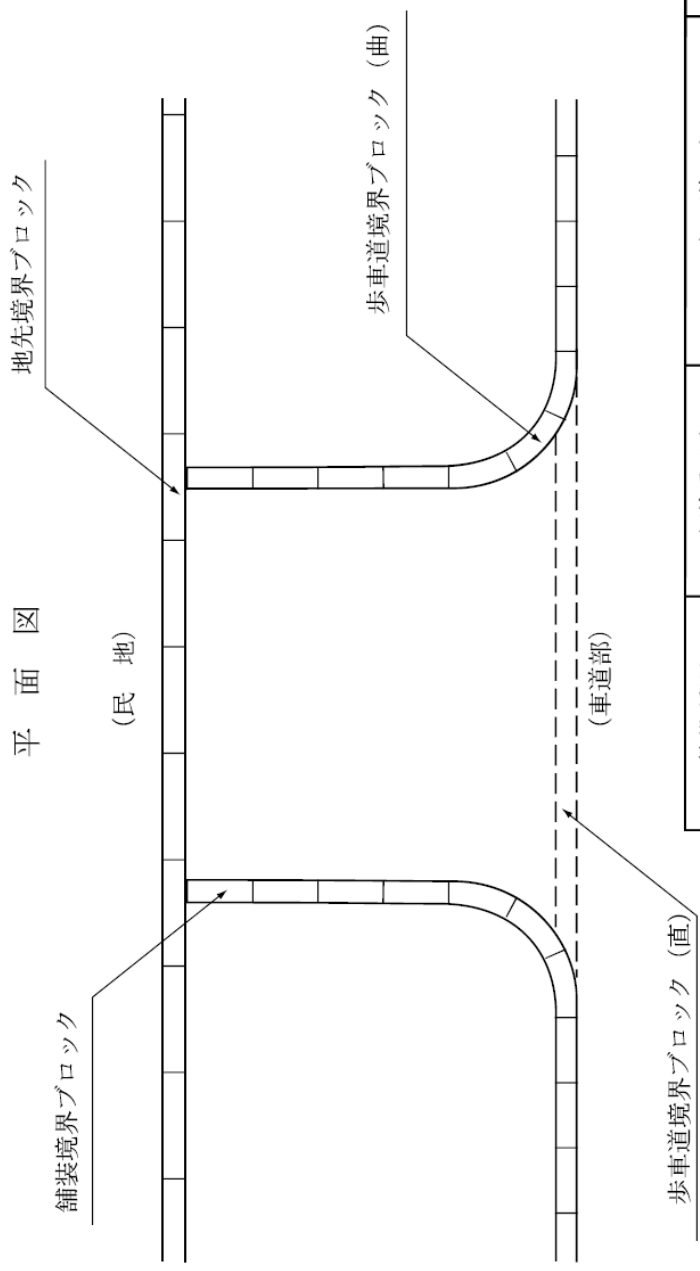
境界ブロック構造図 (単位：cm)



(注2) 断面勾配は5%以下とする。
ただし、歩行者及び自転車の安全な通行に支障をきたす恐れがある
場合を除き、勾配状況によりやむを得ない場合は8%以下とする。

図面 車両乗入部平面図並構造図
全面切下げを行う歩道乗入れ構造
(マウントアップ型)

舗装境界ブロック及び歩車道境界ブロック（曲）を必要とする場合



(例)

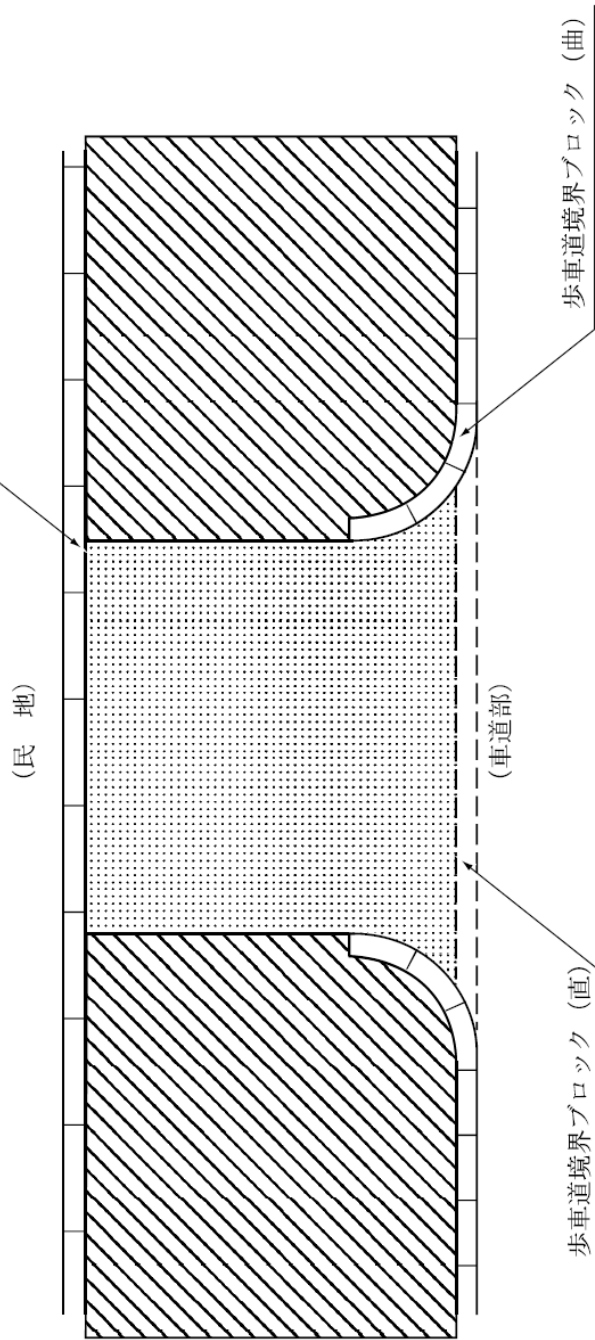
整備種別	車道乗入部	歩道部	備考
・マウンテントップ	As	平板、インターlockingブロック、As	舗装種別が異なる等
	Co	平板、インターlockingブロック、As	
・セミフラット	インターlockingブロック	平板	
	インターlockingブロック	インターlockingブロック	組合せ形状が異なる

車両乗入部	図面
-------	----

舗装境界ブロック及び歩車道境界ブロック（曲）を必要とする場合

歩車道境界ブロック（曲）を必要とする場合

平面図



(例)

整備種別	車道乗入部	歩道部	備考
・マウントアップ	インターlockingブロック	インターlockingブロック	舗装種別、組合せ形状が同一

※歩道幅員が2.5mを越える場合

図面	車両乗入部
歩車道境界ブロック（曲）を必要とする場合	